

令和3年10月22日

会 員 各 位

大 分 県 経 営 者 協 会

第29回労働判例研究会のご案内

テーマ：「高年齢者雇用安定法にかかわる諸問題」

働く意欲のある高年齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者の活躍の場を整備する法律「改正高年齢者雇用安定法」が本年4月に施行され、事業主に対して、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置を講ずることが努力義務化されました。標記研究会では、改正法の内容について解説していただき、企業としての対応について学びます。企業経営者や人事労務担当者など、多数のご参加を賜りますようご案内申し上げます。

なお、別添の当日の報告内容の概要資料をご覧いただき、追加説明のご要望やご質問がございましたらご提出ください。

記

1. 日 時 令和3年11月29日（月）15：30～18：00
2. 場 所 トキハ会館 5階「カトレアの間」
大分市府内町2-1-4 Tel. (097) 538-3111
3. 座 長 弁護士法人アゴラ 弁護士 岩崎 哲朗 氏
4. 講 師 弁護士法人河野・千野法律事務所 弁護士 千野 博之 氏
太閤法律事務所 弁護士 榎倉 了胤 氏
弁護士法人内田・阿部法律事務所 弁護士 安部 駿佑 氏
5. 内 容 (1) 講 義 (15:30～17:30)
(2) 質疑応答 (17:30～18:00)
6. 質問等 追加説明のご要望や質問がございましたら、別紙「第29回労働判例研究会質問票」を11月8日（月）までに提出（Fax 送信）ください。
7. 受講料 参加費：1人につき 6,000 円
*なるべくお振込みでお願いします。
*振込先：大分銀行本店 普通預金 No.7332331（大分県経営者協会）
8. 参加ご希望の方は、11月22日（月）までにお申し込みください。

大分県経営者協会

FAX. (097) 536-3012 電話 (097) 532-474

E-mail : oita-keikyo@ruby.plala.or.jp

以 上

大分県経営者協会 行（FAX：０９７－５３６－３０１２）

第２９回労働判例研究会 参加申込書

会 社 名 _____

参 加 者

役 職	氏 名